

林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方（令和5年3月30日付け4林政経第901号林野庁林政部長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後		現行	
別紙2 全体指標と個別指標			
I 施設費（ハード整備）			
1. 全体指標（計画主体ごと）			
目標	指標	指標	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	①・②(略) ③補助金に依らない木質バイオマスボイラー整備率	①・②(略) ③補助金に依らない木質バイオマスボイラー整備率	令和4年度木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における令和4年木質バイオマスボイラー数/令和4年に導入された木質バイオマスボイラー数(%) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 個別指標（事業実施主体ごと）			
(1)・(2)－1 (略)			
(2)－2 国施策誘導指標（選択）			
メニュー	指標	指標	指標の定義
高性能林業機械等の整備	(略)	①～⑦(略) ⑧みどりの食料システム法に関する取組	(略) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）（以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること (略)
木材加工流通施設等の整備	(略)	①～⑦(略) ⑧急な需要動向の変化に対応する取組（注15） (新設)	(略) 急な需要動向の変化に対応し、安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること (新設)
		⑨	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に基づく認定を受けた事業計画の実施主

		を受けた事業計画の実施主体であること (略)	①～⑬ (略)	①～⑬ (略)	を受けた事業計画の実施主体であること (略)
		⑩乾燥材の供給力強化の取組	⑩乾燥材の供給力強化の取組	⑩乾燥材の供給力強化の取組	木材乾燥機の導入により乾燥能力の強化を図る取組であること
		⑮原木輸送能力の強化の取組	⑮原木輸送能力の強化の取組	⑮原木輸送能力の強化の取組	原木輸送用トラックを導入して原木輸送能力を強化する取組であること
	(略)	①～③ (略)	①～③ (略)	①～③ (略)	(略)
		④みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第39条第1項に基づく基礎確立事業実施計画の認定を受け又はその申請をしていること	④みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第39条第1項に基づく基礎確立事業実施計画の認定を受け又はその申請をしていること	④みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第39条第1項に基づく基礎確立事業実施計画の認定を受け又はその申請をしていること	みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
		⑤脱炭素先行地域における施設整備	⑤脱炭素先行地域における施設整備	⑤脱炭素先行地域における施設整備	環境省に「脱炭素先行地域」として選定された計画に基づいた施設整備であること
		⑥「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備	⑥「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備	⑥「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備	要領別表2のIの木質バイオマス利用促進施設の整備に準じて「地域内エコシステム」の構築に資すると認められる取組であること
		⑦ (略)	⑦ (略)	⑦ (略)	(略)
		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
		⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)	⑧・⑨ (略)	(略)
		⑩林業の持続性確保に資する取組	⑩林業の持続性確保に資する取組	⑩林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること (⑧の取組を除く)
		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
		⑪ナラ枯れ被害対策との連携	⑪ナラ枯れ被害対策との連携	⑪ナラ枯れ被害対策との連携	要領別表2のIの2の3森林資源保護の推進の備考欄5の協定等又はこれと同等以上の内容の協定等に基づき森林資源保全対策を行う取組であること
		⑫枝葉・短尺材を利用する取組	⑫枝葉・短尺材を利用する取組	⑫枝葉・短尺材を利用する取組	未利用間伐材等活用機材整備において、枝葉・短尺材を効率的に利用するための作業システムを構築する取組であること
	(略)	①～④ (略)	①～④ (略)	①～④ (略)	(略)
		⑤みどりの食料システム法に関する取組	⑤みどりの食料システム法に関する取組	⑤みどりの食料システム法に関する取組	みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
		⑥きのこ用生産資材の国産化に関する取組	⑥きのこ用生産資材の国産化に関する取組	⑥きのこ用生産資材の国産化に関する取組	きのこ用生産資材を国産資材に転換する取組であること (注17)
		⑦廃菌床等の再利用に関する取組	⑦廃菌床等の再利用に関する取組	⑦廃菌床等の再利用に関する取組	廃菌床等をきのこ生産に再利用する取組であること (注18)
		⑧新規参入に関する取組	⑧新規参入に関する取組	⑧新規参入に関する取組	特用林産物等の生産を新たに始める者であること (注19)
		⑨ (略)	⑨ (略)	⑨ (略)	(略)

					体であること
			⑩～⑫ (略)	⑩～⑫ (略)	(略)
			(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)
			①～③ (略)	①～③ (略)	(略)
			(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)
			④ (略)	④ (略)	(略)
			⑤「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備	⑤「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備	要領別表2のIの木質バイオマス利用促進施設の整備に準じて「地域内エコシステム」の構築に資すると認められる取組であること
			⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)	(略)
			⑧林業の持続性確保に資する取組	⑧林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること (⑥の取組を除く)
			⑨みどりの食料システム法に関する取組	⑨みどりの食料システム法に関する取組	みどりの食料システム法第19条第5項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
			(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)
			①～④ (略)	①～④ (略)	(略)
			⑤みどりの食料システム法に関する取組	⑤みどりの食料システム法に関する取組	みどりの食料システム法第19条第5項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること
			(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)	(新設)
			⑩ (略)	⑩ (略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
コンテナ苗生産 基盤施設等の整備	(略)	(略)	(略)
① (略)	(略)	(略)	(略)
② 特定苗木の生産に対する取組	(略)	(略)	当該施設によるコンテナ苗生産において、特定苗木の増産に取り組む者であること (注20)
③・④ (略)	(略)	(略)	(略)
⑤ 花粉産対策による苗木の生産に対する取組	(略)	(略)	当該施設によるコンテナ苗生産において、花粉の少ない苗木の生産割合が5割以上であること (注21)
⑥ (略)	(略)	(略)	(略)
⑦ みどりの食料システム法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること	(略)	(略)	(略)

II 推進費（ソフト整備） 全体指標（計画主体ごと）

目標	指標	算定使用量	指標の定義
山地防災情報の周知	(略)	(略)	山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合 (%) (注22)
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定 (注23)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注23)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注24)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注23)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注23)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注23)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注23)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注7) (略)
(注8) 「木造公共建築物等の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Iの2の(1)に定めるほかは、次のとおりとする。
① 要領表2のIの「12 木造公共施設整備」の(2)の⑩の

(略)	(略)	(略)	(略)
コンテナ苗生産 基盤施設等の整備	(略)	(略)	(略)
① (略)	(略)	(略)	(略)
② 特定苗木の生産に対する取組	(略)	(略)	当該施設によるコンテナ苗生産において、特定苗木の増産に取り組む者であること (注16)
③・④ (略)	(略)	(略)	(略)
⑤ 花粉産対策による苗木の生産に対する取組	(略)	(略)	当該施設によるコンテナ苗生産において、花粉産対策に資する苗木の生産割合が5割以上であること (注17)
⑥ (略)	(略)	(略)	(略)
⑦ みどりの食料システム法第19条第5項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け又はその申請をしていること	(略)	(略)	(略)

II 推進費（ソフト整備） 全体指標（計画主体ごと）

目標	指標	算定使用量	指標の定義
山地防災情報の周知	(略)	(略)	山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合 (%) (注18)
森林資源の保護	取組に応じて適切に指標を設定 (注19)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注19)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注20)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注19)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注19)	(略)	(略)
林業の多様な担い手の育成	取組に応じて適切に指標を設定 (注19)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注7) (略)
(注8) 「木造公共建築物等の整備」の木造化に係る個別指標の施設整備単価の算出方法については、Iの2の(1)に定めるほかは、次のとおりとする。
① 実施要領の別表2のIの「12 木造公共施設整備」の(2)

ア、イ、エに該当する建築物は、Iの2の(1)のとおりとする。

② 要領別表2のIの「12 木造公共施設整備」の(2)の⑩のウに該当する建築物は、木質系部材に係る建築工事を、木質系部材を用いた部分の建築工事に占める木質系部材に係る建築工事に占める木質系部材を用いた部分の延べ面積に乗じて得られた床面積で除して算出することとする。

(注9) (略)

(注10) 「障害者雇用を受入れていること」とは、1名以上の障害者を雇用 (職場実習時間を除き、作業時間が概ね延べ960時間で1名雇用とみなす。) していることとする。

(注11)～(注14) (略)

(注15) 「急な需要動向の変化に対応する取組」とは、急な需要動向の変化に中長期的な視点から対応し、ストック機能強化や木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努めるものであること。

(注16) 木材製品の安定取引協定については、木安法の事業者間の協定に準じ、品目、取扱量、期間(原則として概ね5年)、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

(注17) 「きのこ用生産資材を国産資材に転換する取組」とは、輸入した原材料由来の生産資材を国産に切り替える取組(事業実施年度の直近過去3か年以内に切替えを実施した又は事業実施年度に実施する場合に限る。)であって、生産資材は、原木、種駒、菌床、培地資材(おが粉、コーンコブ等)及び栄養体(米ぬか、ふすま等)とする。

(注18) 「廃菌床等をきのこ生産に再利用する取組」とは、次のいずれかの取組であって、事業実施年度の直近過去3か年以内に再利用を開始した、又は事業実施年度を開始する場合に限る。

① 廃菌床又は廃ぼだ木を活用してきのこ生産に利用する取組(他のきのこ生産者に譲渡し又は他のきのこ生産者から譲り受けて再利用する場合を含む。②において同じ。)

② バイオマス燃料(きのこ生産施設のボイラー等の熱源とし

の⑩のア、イ、エに該当する建築物は、Iの2の(1)のとおりとする。

② 実施要領の別表2のIの「12 木造公共施設整備」の(2)の⑩のウに該当する建築物は、木質系部材に係る建築工事を、木質系部材を用いた部分の建築工事に占める木質系部材に係る建築工事に占める木質系部材を用いた部分の延べ面積に乗じて得られた床面積で除して算出することとする。

(注9) (略)

(注10) 「障害者雇用を受入れていること」とは、1名以上の障害者を雇用 (作業時間が概ね延べ960時間で1名雇用とみなす。) していることとする。

(注11)～(注14) (略)

(注15) 「急な需要動向の変化に対応する取組」とは、木材不足・価格高騰等の需要動向に中長期的に対応し、木材製品供給力の強化を図る取組であり、かつ、木材製品を安定的に供給するため川下の木材製品流通事業者等との合意形成に努めるものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

(注 19) て再利用する場合には、(注 19) に再利用する場合に限る。) に再利用する取組
 「特用林産物等の生産を新たに始める者」とは、事業実施主体
 であって、事業実施年度の直近過去3か年以内に特用林産物等
 の生産を開始した、又は事業実施年度を開始する者(当該者が
 組合員等の傘下に含まれる場合を含む。)をいう。

(注 20) (略)
 (注 21) 「花粉の少ない苗木」とは、スギ花粉症発生源対策推進方針(平成
 13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知)に規
 定された苗木
 (注 22) ~ (注 24) (略)

別紙2-1 得点表
 施設費(ハード整備)

1. 全体指標及び個別指標得点(計画主体ごと)

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(特用林産振興施設等の整備に係るもの) 【全体指標】①~④のいずれか一つを選択 【個別指標】①~④のいずれか一つを選択+⑤+⑥+取組に応じて⑦のいずれか一つを選択	①~③ (略) ④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%]) 1.0%未満 2ポイント 1.0%以上 ~ 1.0%未満 4ポイント 1.0%以上 ~ 2.0%未満 6ポイント 2.0%以上 ~ 3.0%未満 8ポイント 3.0%以上 10ポイント	①~③ (略) ④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%]) 1.0%未満 2ポイント 1.0%以上 ~ 1.0%未満 4ポイント 1.0%以上 ~ 2.0%未満 6ポイント 2.0%以上 ~ 3.0%未満 8ポイント 3.0%以上 10ポイント

(新設)

(注 16) (略)
 (注 17) 「花粉症対策に資する苗木」とは、スギ花粉症発生源対策推進
 方針(平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通
 知)に規定された花粉症対策品種及び特定苗木
 (注 18) ~ (注 20) (略)

別紙2-1 得点表
 施設費(ハード整備)

1. 全体指標及び個別指標得点(計画主体ごと)

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(特用林産振興施設等の整備に係るもの) 【全体指標】①~④のいずれか一つを選択 【個別指標】①~④のいずれか一つを選択+⑤+⑥+取組に応じて⑦のいずれか一つを選択	①~③ (略) ④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%]) 2.0%未満 2ポイント 2.0%以上 ~ 4.0%未満 4ポイント 4.0%以上 ~ 6.0%未満 6ポイント 6.0%以上 ~ 8.0%未満 8ポイント 8.0%以上 10ポイント	①~③ (略) ④ 対象品目の生産コスト(縮減率[%]) 2.0%未満 2ポイント 2.0%以上 ~ 4.0%未満 4ポイント 4.0%以上 ~ 6.0%未満 6ポイント 6.0%以上 ~ 8.0%未満 8ポイント 8.0%以上 10ポイント

(ただし、事業実施主体がきのこ原木等生産者の場合、「対象品目」とあるのは「きのこ原木等(具休名)」と読み替えるものとする。)	⑤ (略)
	⑥ 地域材(竹材を含む。)利用量の増 加量 1.0%以上増加 2ポイント 2.0%以上増加 3ポイント 3.0%以上増加 4ポイント ⑦-1~⑦-3 (略)

(ただし、事業実施主体がきのこ原木等生産者の場合、「対象品目」とあるのは「きのこ原木等(具休名)」と読み替えるものとする。)	⑤ (略)
	⑥ 地域材(竹材を含む。)利用量 1.0.0m ³ 以上 (竹材の場合は30t) 2.0.0m ³ 以上 (竹材の場合は60t) 3.0.0m ³ 以上 (竹材の場合は90t) 4ポイント ⑦-1~⑦-3 (略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(木造公共建築物等の整備に係るもの) 【全体指標】①~④の合計点に⑤の補正率を乗ずる(小数点以下第2位止め) 【個別指標】①~③の合計点	① 都道府県全体の低層公共建築物の木造率(R2とR3の木造率の平均[%]) 1.9%未満 1ポイント 1.9%以上 ~ 2.6%未満 2ポイント 2.6%以上 ~ 3.0%未満 3ポイント 3.0%以上 ~ 3.5%未満 4ポイント 3.5%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。	① (略)
	② (略)	②・③ (略)
③ 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率(R2とR3の木造率の平均[%]) 9%未満 1ポイント 9%以上 ~ 1.5%未満 2ポイント 1.5%以上 ~ 2.0%未満 3ポイント 2.0%以上 ~ 2.6%未満 4ポイント 2.6%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに1/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。	④ (略)	④ (略)
	⑤ 全体指標得点の補正率	⑤ 全体指標得点の補正率

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(木造公共建築物等の整備に係るもの) 【全体指標】①~④の合計点に⑤の補正率を乗ずる(小数点以下第2位止め) 【個別指標】①~③の合計点	① 都道府県全体の低層公共建築物の木造率(R1とR2の木造率の平均[%]) 1.9%未満 1ポイント 1.9%以上 ~ 2.6%未満 2ポイント 2.6%以上 ~ 3.0%未満 3ポイント 3.0%以上 ~ 3.5%未満 4ポイント 3.5%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。	① (略)
	② (略)	②・③ (略)
③ 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率(R1とR2の木造率の平均[%]) 9%未満 1ポイント 9%以上 ~ 1.5%未満 2ポイント 1.5%以上 ~ 2.0%未満 3ポイント 2.0%以上 ~ 2.6%未満 4ポイント 2.6%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに1/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。	④ (略)	④ (略)
	⑤ 全体指標得点の補正率	⑤ 全体指標得点の補正率

	都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和5年10月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ令和4年3月31日現在）及び農地面積（令和4年耕地面積及び農地面積（令和4年耕地面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和4年3月31日現在）の合計面積の割合が 40%以上の都道府県 1.2 40%未満の都道府県 補正なし	
--	---	--

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

2. 国施策指標得点

(1) (略)

(2) 国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容
別紙2のIの2の(2)ー2の国施策誘導指標を満たす施設（取組）については2ポイントを加算できるものとする。（複数指標可） 注1）木質バイオマス利用促進施設の整備については、①～⑥についてはいずれか1つ以上を満たす場合2ポイント、⑦～⑩についてはそれぞれ2ポイント、⑪については1ポイント、⑫については4ポイントを加算できるものとする。 注2）木造公共建築物等の整備のうち⑥については、4ポイントを加算できるものとする。

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容
事業計画のうち、都道府県において特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した個別事業（施設・取組）については、以下の得点を加算できるものとする。 【都道府県優先得点】加算できる個別事業は各都道府県2件（林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備及び木造公共建築物等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）については、各都道府県1件までとする。）までとし、加算できるポイントは1件につき6ポイントとする。ただし、林業・木材産業の生産基盤強化（木材加工流通施設等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）を実施する場合、①国庫補助事業で整備した既施設の目標年度終了前に、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加するもの（同一の事業実施主体による新たな個別事業の実施を含む。）、②国庫補助事業で整備した既施設

	都道府県面積（都道府県面積（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和4年10月1日現在）から森林面積（林野庁計画課調べ平成29年3月31日現在）及び農地面積（令和3年耕地面積及び農地面積（令和3年耕地面積）に占める防火地域と準防火地域（国土交通省都市計画現況調査令和3年3月31日現在）の合計面積の割合が 40%以上の都道府県 1.2 40%未満の都道府県 補正なし	
--	--	--

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)

2. 国施策指標得点

(1) (略)

(2) 国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容
別紙2のIの2の(2)ー2の国施策誘導指標を満たす施設（取組）については2ポイントを加算できるものとする。（複数指標可） 注）木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、「地域内エコシステム」の構築に資する施設整備については6ポイントを加算できるものとする。

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容
事業計画のうち、都道府県において特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した個別事業（施設・取組）については、以下の得点を加算できるものとする。 【都道府県優先得点】加算できる個別事業は各都道府県2件（木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木材加工流通施設等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）については、各都道府県1件までとする。）までとし、加算できるポイントは1件につき6ポイントとする。ただし、木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木材加工流通施設等の整備に係るもの）の個別事業（施設・取組）を実施する場合、①国庫補助事業で整備した既施設の目標年度終了前に、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加するもの（同一の事業実施主体による新たな個別事業の実施を含む。）、②国庫補助事業で整備した既施設

の目標年度終了後の個別指標の現状値が、既施設の個別指標の目標値を下回っているもの、③当該個別事業に、過去に国庫補助事業で整備した施設の更新が含まれるもの、については都道府県優先得点の加算を認めないものとする。
注1) (略)
注2) (略)

終了後の個別指標の現状値が、既施設の個別指標の目標値を下回っているもの、③当該個別事業に、過去に国庫補助事業で整備した施設の更新が含まれるもの、については都道府県優先得点の加算を認めないものとする。
注1) (略)
注2) (略)

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。